

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子供が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証の発行をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園となりますようご配慮ください。

登園許可証

氏名 (男・女)
 生年月日 年 月 日

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、集団生活に支障がないと認められますので、登園を許可いたします。

該当する症状に、を記入してください。

| | |
|-----------------------------|---|
| インフルエンザ | 発症後5日、かつ、解熱後3日を経過していること |
| 新型コロナウイルス | 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること |
| 麻疹(はしか) | 熱が下がって3日を経過していること |
| 風しん(三日はしか) | 発疹がすべて消えていること |
| 水痘(水ぼうそう) | 全ての発疹が「かさぶた」になっていること |
| 咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス感染症) | 主な症状(発熱、のどの痛み、目の充血)が消失してから2日を経過していること |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳や顎の下等が張れてから5日を経過し、かつ、全身状態がよくなっていること |
| 百日咳 | 特有な咳が消失していること、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了していること |
| 結核 | 感染のおそれなし |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれなし |
| 流行性角結膜炎 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 急性出血性結膜炎 | 病状により、感染のおそれがないと認めるまで |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとする |
| コレラ | 病状により、感染のおそれがないと認めるまで |
| 細菌性赤痢 | |
| 腸チフス | |
| パラチフス | |

※出席停止により感染拡大防止効果があるもの

| | |
|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24~48時間経過していること |
| 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| 乳幼児嘔吐下痢症 | |
| 手足口病 | 発熱がなく(解熱後1日以上経過し)普段の食事ができること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 全身状態がよいこと |
| ヘルパンギーナ | 発熱や口の中の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| マイコプラズマ感染症 | 発熱や激しい咳がおさまっていること |
| RSウイルス | 重篤な呼吸器症状がなくなり、全身状態がよいこと |
| その他 | |

◎登園を可能とする日
 年 月 日

医療機関名:

診察医師: